方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

I_{21} ＝ 0.03747
I_{22} ＝ 0.03750
I_{23} ＝ 0.03766
I_{24} ＝ 0.03820
I_{25} ＝ 0.03911
I_{26} ＝ 0.04072
I_{27} ＝ 0.037
I_{28} ＝ 0.0362
I_{29} ＝ 0.0362
I_{30} ＝ 0.03649
$I_{令元}$＝ 0.03635
$I_{令2}$ ＝ 0.02877
$I_{令3}$ ＝ 0.02912
$I_{令4}$ ＝ 0.00462
$I_{令5}$ ＝ 0.00637
$I_{令6}$ ＝ 0.00963

J_n　防災対策事業（旧緊急防災基盤整備事業（継続事業分））に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

K_{17} ＝ 0.027

L　国の施策に基づいて要請された金融支援として水俣病発生地域において水俣病の原因となる物質を排水した法人への無利子の貸付けに係る経費に充てるため、平成 12 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金（ただし、当該年度において水俣病の原因となる物質を排出した法人から償還される額を除く。）及び水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成 21 年法律第 81 号）第 5 条の規定に基づく一時金の支給に伴い、一時金支給資金に係る金融支援を行う法人への出資に係る経費に充てるため、当該年度の前年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金（ただし、当該年度において一時金

方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

I_{21} ＝ 0.03751
I_{22} ＝ 0.03755
I_{23} ＝ 0.03773
I_{24} ＝ 0.03838
I_{25} ＝ 0.03936
I_{26} ＝ 0.038
I_{27} ＝ 0.037
I_{28} ＝ 0.0362
I_{29} ＝ 0.0363
I_{30} ＝ 0.03656
$I_{令元}$＝ 0.02862
$I_{令2}$ ＝ 0.02882
$I_{令3}$ ＝ 0.00193
$I_{令4}$ ＝ 0.00462
$I_{令5}$ ＝ 0.00637

J_n　防災対策事業（旧緊急防災基盤整備事業（継続事業分））に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

K_{16} ＝ 0.030
K_{17} ＝ 0.027

L　国の施策に基づいて要請された金融支援として水俣病発生地域において水俣病の原因となる物質を排水した法人への無利子の貸付けに係る経費に充てるため、平成 12 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金（ただし、当該年度において水俣病の原因となる物質を排出した法人から償還される額を除く。）及び水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成 21 年法律第 81 号）第 5 条の規定に基づく一時金の支給に伴い、一時金支給資金に係る金融支援を行う法人への出資に係る経費に充てるため、当該年度の前年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金（ただし、当該年度において一時金